

個人情報の第三者への提供について

個人情報保護法では、健康保険組合はあらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、被保険者にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者から明確な反対・留保の意思表示がないものについては、「同意」が得られたものとして取り扱ってよいとされています。

従いまして当組合では以下の事項につきまして同意を得たものとして従来どおりの取り扱いをさせていただきますので、同意されない場合には書面にて当組合までお申し出ください。お申し出がない場合は、同意していただいたものとさせていただきます。

- 1) 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給および通知すること。
- 2) 付加給付を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給および通知すること。
- 3) 保険事業補助金を事業主経由で支給および通知すること。
- 4) 医療費のお知らせは、世帯分まとめて被保険者に通知すること。
- 5) 定期健康診断結果を日本新薬株式会社、NS シェアードサービス株式会社、日本新薬労働組合と共同利用すること（被保険者の健康維持・増進のため、健康保険組合が健診結果に基づいて情報提供、受診勧奨、保健指導を行うこと）。
- 6) 高額医療給付に関する交付金交付事業を健康保険組合連合会と共同で行うこと。